

情報セキュリティ基本方針

栃木県中小企業団体中央会(以下、本会)は、本会で取り扱う全ての情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守ることを社会的責務と認識し、以下の方針に基づき会全体で情報セキュリティに取り組みます。

1. 役職員の責任

本会は、役職員全員の責任の下で、事務局主導により組織的かつ継続的に情報セキュリティの強化・向上に努めます。

2. 推進体制の整備

本会は、情報セキュリティの維持及び改善のための内部推進体制を構築し、常に最新の対策について検討し、改善に取り組みます。

3. 職員の取組み

本会の職員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取り組みを確かなものにします。

4. 法令及び契約上の要求事項の遵守

本会は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を遵守し、社会的責務に応えます。

5. 違反及び事故への対応

本会は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

制定日:令和4年9月12日
栃木県中小企業団体中央会